

千葉県立地企業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、企業立地を促進し、もって県の経済の発展及び県民生活の向上を図るため、立地しようとする企業及び産業用地の整備等を行う市町村に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 立地 企業が工場、研究所その他の事業所又は事務所（以下「工場等」という。）を県内に設置することをいう。
- 二 産業用地 主に製造業若しくは流通加工業の用に供する施設又は自然科学研究所の立地を目的とした土地の区域をいう。
- 三 空き公共施設 市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定により公の施設として設置した施設であって、その供用を廃止したものをいう。
- 四 本社 当該企業の管理支配に関する業務が行われている事務所又は事業所をいう。
- 五 特定振興地域 次のいずれかに該当する区域をいう。
 - イ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - ロ 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二十七年の人口で除して得た数値が〇・〇三を超える市町村の区域
 - ハ 市町村の区域の全部又は一部が首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項の規定により近郊整備地帯として指定されている市町村以外の市町村の区域
- 六 償却資産 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第四号に規定する償却資産（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第四号から第六号までに規定する資産を除く。）をいう。
- 七 投下固定資産額 工場等の設置を行うために必要な建物及び償却資産の取得（これに準ずるものを含む。）に要する費用をいう。
- 八 事業従事者 次条に規定する立地計画の認定を受けた工場等において、当該認定に係る事業に従事する者（当該事業を行う者が雇用する者に限る。）をいう。
- 九 正規雇用者 事業従事者のうち、常時雇用される労働者で、次のいずれにも該当するもの（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者を除く。）をいう。
 - イ 雇用期間の定めがない者であること。
 - ロ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- 十 非正規雇用者 事業従事者のうち、正規雇用者以外の者をいう。
- 十一 操業 次条に規定する立地計画の認定を受けた工場等の設備の全部を事業の用に供すること（空き公共施設整備事業にあつては、第三条の二第一項第三号に掲げる計画の認定を受けた空き公共施設の全部を企業誘致の用に供すること）をいう。
- 十二 敷地面積 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第一号の敷地面積をいう。
- 十三 延床面積 建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。
- 十四 不動産取得税相当額 地方税法第四条第二項第四号に規定する不動産取得税の税額に相当する額をいう。
- 十五 固定資産税相当額 地方税法第五条第二項第二号に規定する固定資産税の税額（操業を開始する日の属する年度の翌年度分に限る。）に相当する額をいう。
- 十六 流通加工業 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）

第二条第一号に規定する流通加工に係る事業をいう。

十七 植物工場 施設内で植物の生育環境を制御して、野菜等の植物の計画的な生産を行うことができる栽培施設（温室等を除く。）をいう。

十八 宿泊業 日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定める旅館、ホテルをいう。

十九 観光業 日本標準産業分類に定める公園、遊園地をいう。

二十 再投資 既に設置されている工場等の生産性の向上等を図るため、当該工場等の他に工場等を新築し、若しくは当該工場等を増築し、若しくは改築し、又は償却資産を取得することをいう。

二十一 事業高度化 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。次号において「旧地域産業集積形成法」という。）第三条第三項に規定する事業高度化をいう。

二十二 中小企業者 旧地域産業集積形成法第三条第六項に規定する中小企業者をいう。

二十三 大企業 中小企業者以外の会社をいう。

二十四 県内移転等 県内で既に工場等を設置し、操業している企業が、工場等を県内で移転し、又は再投資をすることをいう。

二十五 高度人材 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百四条第三項の博士の学位を有する者であって、工場等で研究開発の業務に専ら従事するものをいう。

二十六 外資系企業 外国の法令に基づいて設立された営利を目的とする企業（以下「海外企業」という。）及び海外企業によって設立された日本企業であって当該海外企業の出資比率が三分の一を超えるものをいう。

（企業の立地計画の認定）

第三条 立地を行おうとする企業で、この要綱に基づく補助金の交付を申請しようとするものは、立地に関する計画（以下「立地計画」という。）について、立地計画認定申請書（別記第一号様式）正副二部を知事に提出し、知事の認定を受けなければならない。

2 立地計画の認定の申請は、工場等の建物の建設に着手し、又は取得若しくは賃貸借に係る契約の締結をする前に行わなければならない。ただし、別表第一に規定する賃借型企業立地の種目及び雇用創出支援の種目につき、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、立地計画が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その認定を行うものとする。

一 立地計画に定める事業が別表第一に規定するいずれかの種目の補助金の交付対象の要件に該当し、又はその見込みがあること。

二 立地計画が具体的であり、確実に実施されると見込まれること。

三 周辺地域の環境の保全、周辺地域からの従業員の雇用その他地域との共生を図るために必要な事項について配慮されていること。

4 前項の立地計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、当該立地計画を変更しようとするときは、立地計画等認定変更承認申請書（別記第二号様式）正副二部を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

5 合併、分割その他の事由により認定企業から第三項の認定に係る立地計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る事業の全部を承継した者が当該認定企業の地位を承継するときは、地位承継届出書（別記第三号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

6 認定企業は、認定計画を中止し、又は廃止したときは、速やかに認定計画中止（廃止）届（別記第四号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

7 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

一 認定企業が偽りその他不正の手段により第三項に規定する立地計画の認定を受けたとき。

二 認定計画が第三項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（市町村計画の認定）

第三条の二 この要綱に基づく補助金の交付を申請しようとする市町村は、次の各号に掲げる市町村の

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める計画について、市町村計画認定申請書（別記第四号様式の二）正副二部を知事に提出し、その認定を受けなければならない。

- 一 産業用地の整備（民間事業者等が行う産業用地の整備を支援する場合を含む。）を行おうとする市町村 産業用地の整備に関する計画
 - 二 産業用地としての可能性の調査を行おうとする市町村 産業用地の可能性調査に関する計画
 - 三 企業を誘致するために空き公共施設の改修（耐震改修を除く。）を行おうとする市町村 空き公共施設の改修に関する計画
- 2 前項各号に掲げる計画（以下「市町村計画」という。）の認定の申請は、それぞれ補助金の交付を受けようとする事業に着手する前に行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、市町村計画が次の各号（第一項第二号に掲げる計画にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当すると認められるときは、その認定を行うものとする。
- 一 市町村計画に定める事業が別表第二に規定する補助金の交付対象の要件に該当し、又はその見込みがあること。
 - 二 市町村計画が具体的であり、確実に実施されると見込まれること。
 - 三 周辺地域の環境の保全を図るために必要な事項について配慮されていること。
- 4 前条第四項、第六項及び第七項の規定は、市町村計画について準用する。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、第一項第一号に掲げる計画の内容について第三者の意見を徴することができる。
- （補助金の交付対象等）

第四条 企業に対する補助の対象となる事業の種目、要件、補助額及び補助の限度額は、別表第一のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事業を行おうとする企業（以下「補助事業者」という。）であつて、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行とするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 市町村に対する補助の対象となる事業の種目、要件、補助額及び補助の限度額は、別表第二のとおりとする。
- （申請）

第五条 規則第三条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県立地企業補助金交付申請書（別記第五号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

（分割交付）

第六条 知事は、企業に対する補助金の交付の決定に当たり、その支払を十五年を超えない範囲で分

割することができる。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を分割して受ける者が認定計画に係る事業を中止し、又は廃止したときは、以後の補助金の支払をしないものとする。

(交付の条件)

第七条 規則第五条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 操業を開始する日から起算して十年（別表第一に規定する賃借型企業立地の種目にあつては、三年。以下この号及び次号において同じ。）を経過する日（分割して補助金の交付を受ける場合であつて、その期間が十年を超えるときは、その交付が完了する日。次号において同じ。）までの間、認定計画（第三条の二第三項の認定に係る同条第一項第三号に掲げる計画を含む。以下この条において同じ。）に従い、当該認定計画に係る事業を実施すること。
- 五 操業を開始する日から起算して十年を経過する日の属する県の会計年度の末日までの間、補助事業の遂行状況（補助事業の完了後にあつては、認定計画に係る事業の実施状況）について作成した事業状況報告書（別記第六号様式）を当該会計年度終了後速やかに知事に提出すること。
- 六 その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第八条 前条第一号又は第二号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県立地企業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第七号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第九条 規則第十二条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して三十日を経過した日までに千葉県立地企業補助金実績報告書（別記第八号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第十条 規則第十五条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県立地企業補助金交付請求書（別記第九号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第十一条 規則第十六条第二項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県立地企業補助金概算払請求書（別記第十号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第十二条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保存しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して五年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(暴力団密接関係者)

第十三条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、その役員等が第四条第二項各号のいずれかに該当する者である企業とする。

(財産の処分を制限する期間)

第十四条 規則第二十一条第一項ただし書に規定する知事が定める期間は、操業を開始する日から十年又は当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に規定する耐用年数をいう。）のいずれか短い期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の千葉県外資系企業オフィス等賃料補助金交付要綱第6条の規定による事業計画の承認を受けたものについては、この要綱により、立地計画の認定をしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和六年十一月一日から施行する。

別表第一（第四条第一項）

| 種目 | 要件 | 補助額 | 補助の限度額 |
|---------------|--|-------------------------------------|--------|
| 大規模投資 企業立地 | <p>次の各号に掲げる要件に該当すること。ただし、県内に工場等を有する者が施設を設置しようとする場合であって、その施設が既存の工場等と一体の施設と認められるときは、補助の対象としない。</p> <p>一 県内に製造業の用に供する施設 その他県の産業振興に関する施策に合致するものであるとして知事が特に認める施設を設置し、操業すること。</p> <p>二 投下固定資産額が五百億円以上であること。</p> <p>三 操業を開始する日において事業従事者が三百人以上であること。</p> <p>四 家屋に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。</p> <p>五 県内に工場等を有する補助事業者にあつては、県税の滞納がないこと。</p> | 家屋に係る不動産取得税相当額及び償却資産に係る固定資産税相当額の合計額 | 七十億円 |
| 本社立地 | <p>次の各号に掲げる要件に該当すること。ただし、立地しようとする企業が既に県内に本社を有し、当該企業の事業活動の範囲が主に県内に限定される場合は、補助の対象としない。</p> <p>一 県内に本社を設置し、操業すること。</p> <p>二 設置する本社の建物の延床面積が五百平方メートル以上であること。</p> <p>三 操業を開始する日において事業従事者が五十人以上であること。</p> <p>四 家屋に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。</p> <p>五 県内に工場等を有する補助事業者にあつては、県税の滞納がないこと。</p> | 家屋に係る不動産取得税相当額及び償却資産に係る固定資産税相当額の合計額 | 十億円 |
| 研究所立地 | <p>次の各号に掲げる要件に該当すること。ただし、県内に工場等を有する者が</p> | 家屋に係る不動産取得税相当額及び償却資産 | 十億円 |

| | | | |
|-----------|---|--|-----|
| | <p>設置しようとする施設が既存の工場等と一体の施設と認められる場合は、補助の対象としない。</p> <p>一 県内に自然科学研究所を設置し、操業すること。</p> <p>二 設置する自然科学研究所の敷地面積が千平方メートル以上であること。</p> <p>三 操業を開始する日において事業従事者が十人以上（特定振興地域に立地する場合にあっては、五人以上）であること。</p> <p>四 家屋に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。</p> <p>五 県内に工場等を有する補助事業者にあつては、県税の滞納がないこと。</p> | <p>に係る固定資産税相当額の合計額（産業振興に資するものとして知事が特に認める施設の立地にあつては、当該合計額に家屋に係る不動産取得税相当額に十分の一を乗じて得た額を加算した額）</p> | |
| 工場立地 | <p>次の各号に掲げる要件に該当すること。ただし、県内に工場等を有する者が設置しようとする施設が既存の工場等と一体の施設と認められる場合は、補助の対象としない。</p> <p>一 製造業の用に供する施設を設置し、操業すること。</p> <p>二 設置する施設の敷地面積が千平方メートル以上であること。</p> <p>三 操業を開始する日において事業従事者が十人以上（特定振興地域に立地する場合にあっては、五人以上）であること。</p> <p>四 家屋に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。</p> <p>五 県内に工場等を有する補助事業者にあつては、県税の滞納がないこと。</p> | <p>家屋に係る不動産取得税相当額及び償却資産に係る固定資産税相当額の合計額（産業振興に資するものとして知事が特に認める施設の立地にあつては、当該合計額に家屋に係る不動産取得税相当額に十分の一を乗じて得た額を加算した額）</p> | 十億円 |
| がんばる市町村連携 | <p>次の各号に掲げる要件に該当すること。ただし、県内に工場等を有する者が設置しようとする施設が既存の工場等と一体の施設と認められる場合は、補助の対象としない。</p> <p>一 流通加工業の用に供する施設（特定振興地域に立地する場合にあっては、植物工場又は情報サービス業、宿泊業若しくは観光業の用に供する施設を含む。）その他地域経済の活性化に資するものとして知事が特に認める施設を設置し、操業すること。</p> <p>二 設置する工場等の敷地面積が千</p> | <p>家屋に係る不動産取得税相当額（産業振興に資するものとして知事が特に認める施設の立地にあつては、当該額に家屋に係る不動産取得税相当額に十分の一を乗じて得た額を加算した額）</p> | 十億円 |

| | | | |
|---------|---|--------------------|--|
| | <p>平方メートル以上であること。</p> <p>三 操業を開始する日において事業従事者が十人以上（特定振興地域に立地する場合にあっては、五人以上）であること。</p> <p>四 市町村が企業立地を促進するための施策により、当該施設の設置について助成をし、又は市町村税の課税を免除し、若しくは不均一課税の実施により市町村税を軽減するものであること。</p> <p>五 家屋に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。</p> <p>六 県内に工場等を有する補助事業者にあっては、県税の滞納がないこと</p> | | |
| 賃借型企業立地 | <p>次の各号に掲げる要件に該当すること。</p> <p>一 次のいずれかに該当する施設を賃借により設置し、操業すること。</p> <p>ア 県内に新たに設置する本社（本店に限る。以下この号において同じ。）、自然科学研究所又はその他事業所（外資系企業に限る。以下この号において同じ。）、ただし、知事が定める起業家育成施設（以下「インキュベーション施設等」という。）に設置する本社、自然科学研究所又はその他事業所を除く（イにおいて同じ）。</p> <p>イ 県内で事業を発展させるため、インキュベーション施設等を退去し、県内に新たに設置する本社又は自然科学研究所</p> <p>ウ その他地域経済の活性化に資するものとして知事が特に認める施設</p> <p>二 操業を開始する日において事業従事者が十人以上（外資系企業にあっては、一人以上）であること。</p> <p>三 県内に工場等を有する補助事業者にあっては、県税の滞納がないこと。</p> | 施設の賃借料に二分の一を乗じて得た額 | 五百万円（操業を開始する日において事業従事者が五十人以上である場合にあつては、千万円）、ただし、外資系企業が設置する要件第一号のアに該当する施設にあっては、操業を開始する日において事業従事者が一人以上五人未満である場合にあつては、六十万円、五人以上十人未満である場合にあつては、百八十万円とする。 |
| 競争力強化 | <p>次の各号に掲げる要件に該当すること。</p> <p>一 製造業の用に供する施設又は自然科学研究所（特定振興地域に立地する場合にあっては、宿泊業又は観</p> | 家屋に係る不動産取得税相当額 | 十億円 |

| | | | |
|--------|--|----------------------|-----|
| | <p>光業の用に供する施設を含む。)を県内で既に設置し、操業している企業が、県内に工場等を新築し、増築し、又は改築し、操業すること。</p> <p>二 投下固定資産額が十億円以上(宿泊業又は観光業の用に供する施設にあっては、二億円以上)であること。</p> <p>三 再投資に係る操業を開始する日(以下「再投資操業開始日」という。)において、次に掲げる施設の種類に応じ、事業従事者の数がそれぞれ次に定める要件に該当すること。</p> <p>ア 工場又は自然科学研究所にあっては、立地計画認定申請書を知事に提出した日(以下「立地計画認定申請日」という。)における事業従事者の数以上であること。</p> <p>イ 宿泊業又は観光業の用に供する施設にあっては、再投資操業開始日における事業従事者の数から立地計画認定申請日における事業従事者の数を控除して得た数を立地計画認定申請日における事業従事者の数で除して得た数が0.1以上であること。ただし、再投資操業開始日における事業従事者の数が、立地計画認定申請日における事業従事者の数と比べて、二人以上増加していること。</p> <p>四 工場等の拠点の集約化等、事業高度化に資するものであること。</p> <p>五 県内において、三年以上操業していること。</p> <p>六 市町村が企業立地を促進するための施策により、当該施設の設置について助成をし、又は市町村税の課税を免除し、若しくは不均一課税の実施により市町村税を軽減するものであること。</p> <p>七 家屋に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。</p> <p>八 県内に工場等を有する補助事業者にあっては、県税の滞納がないこと。</p> | | |
| マイレージ型 | 次の各号に掲げる要件に該当すること。 | 家屋に係る不動産取得税相当額(雇用環境の | 十億円 |

| | | | |
|---------------|--|--|------------|
| | <p>一 製造業の用に供する工場又は自然科学研究所を県内で既に操業している企業が、県内に新たに工場等を新築し、増築し、又は改築し、操業すること。</p> <p>二 中小企業者であること。</p> <p>三 再投資操業開始日から三年を経過する日までの投下固定資産額が一億五千万円以上であること。</p> <p>四 再投資操業開始日における事業従事者の数が立地計画認定申請日における事業従事者の数以上であること。</p> <p>五 工場等の拠点の集約化等、事業高度化に資するものであること。</p> <p>六 県内において、三年以上操業していること。</p> <p>七 家屋に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。</p> <p>八 県内に工場等を有する補助事業者にあつては、県税の滞納がないこと。</p> | <p>向上等に資するものとして知事が特に認める認定等を受けた事業所については、当該額に一認定等につき十万円を加算した額)</p> | |
| <p>雇用創出支援</p> | <p>次の各号に掲げる要件に該当すること。ただし、立地しようとする企業が既に県内に本社を有し、当該企業の事業活動の範囲が主に県内に限定される場合は、補助の対象としない。</p> <p>一 本社、自然科学研究所、製造業又は流通加工業の用に供する施設(特定振興地域に立地する場合にあつては、植物工場又は情報サービス業、宿泊業若しくは観光業の用に供する施設を含む。)その他地域経済の活性化に資するものとして知事が特に認める施設を設置し、又は賃借し、操業すること。</p> <p>二 設置し、若しくは賃借する工場等の建物の延床面積が五百平方メートル以上又は設置し、若しくは賃借する工場等の敷地面積が千平方メートル以上であること。</p> <p>三 操業を開始する日において、次に掲げる企業の区分に応じ、正規雇用の数がそれぞれ次に定める数以上であること。</p> <p>ア 大企業 二十五人以上(特定振興地域に立地する場合にあつては、十三人以上)</p> <p>イ 中小企業者 十三人以上(特定</p> | <p>次の各号に掲げる正規雇用者の種類に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>一 三年目正規雇用の数に五万円を乗じて得た額</p> <p>二 三年目正規雇用のうち高度人材の数に三十万円を乗じて得た額</p> | <p>一億円</p> |

振興地域に立地する場合にあっては、七人以上)

四 前号の規定にかかわらず、県内移転等の場合にあっては、操業を開始する日において、次に掲げる企業の区分に応じ、正規雇用者の数がそれぞれ次に定める数以上であること。

ア 大企業 五十人以上(特定振興地域に立地する場合にあっては、二十五人以上)

イ 中小企業者 二十五人以上(特定振興地域に立地する場合にあっては、十三人以上)

五 操業を開始する日から三年を経過する日(以下「三年経過日」という。)において、次に掲げる企業の区分に応じ、正規雇用者の数がそれぞれ次に定める数以上であること。

ア 大企業 五十人以上(特定振興地域に立地する場合にあっては、二十五人以上)

イ 中小企業者 二十五人以上(特定振興地域に立地する場合にあっては、十三人以上)

六 県内移転等の場合にあっては、三年経過日における正規雇用者の数が、操業を開始する日における正規雇用者の数と比べて一人以上増加していること。

七 三年経過日において、次のいずれかに該当する正規雇用者(以下「三年目正規雇用者」という。)の数が零を上回ること。

ア 一年以上継続して県内に住所を有し、かつ、一年以上継続して雇用されている者(県内移転等の場合にあっては、当該県内移転等に伴い増加した正規雇用者のうち、一年以上継続して県内に住所を有し、かつ、一年以上継続して雇用されている者)

イ 県内に住所を有し、かつ、一年以内に新たに雇用された者

ウ 一年以内に県外の工場等からの異動により県内に住所を有することとなり、かつ、一年以上継続して雇用されている者

八 県内に工場等を有する補助事業者にあつては、県税の滞納がないこ

| | | | |
|--|----|--|--|
| | と。 | | |
|--|----|--|--|

備考

- 一 立地計画が二以上の種目（雇用創出支援の種目を除く。）の補助事業に該当する場合、いずれか一の種目の補助事業に限り、補助するものとする。
- 二 別表第一に規定する大規模投資企業立地の種目、本社立地の種目、研究所立地の種目、工場立地の種目、がんばる市町村連携の種目及び雇用創出支援の種目については、平成二十六年四月一日以後に工場等の敷地の用に供する土地の取得又は借地権の設定に係る契約を締結し、かつ、同日以後に建物の建設に着手し、又は建物の取得（雇用創出支援の種目にあつては、賃借を含む。）に係る契約を締結した場合に限り、補助するものとする。ただし、特定振興地域における立地であつて、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 三 別表第一に規定する競争力強化の種目及びマイレージ型の種目については、平成二十六年四月一日以後に建物の建設に着手した場合（平成十七年四月一日から平成二十六年三月三十一日までに工場等の敷地の用に供する土地の取得又は借地権の設定に係る契約を締結し、かつ、同日までに工場等を操業していない当該土地において建物の建設に着手した場合を除く。）に限り、補助するものとする。
- 四 立地を行う企業が、当該立地に係る経費について、国等から補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金を除いた額を超えない範囲で補助するものとする。
- 五 算出された補助額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第二（第四条第三項）

| 種目 | 要件 | 補助額 | 補助の限度額 |
|-------------|--|-------------------|--------|
| 産業用地整備事業 | 次の各号に掲げる要件に該当すること。 一 事業の採算性が確認できること。 二 工場等の施設に供する用地が、次に掲げるいずれかの区域内に存すること。 ア 工場適地の区域 イ 産業導入地区の区域 ウ その他企業誘致に資するものとして知事が特に認める区域 三 製造業若しくは流通加工業の用に供する施設又は自然科学研究所の誘致を目的とした用地の面積が、当該事業に係る全体の用地面積から公共基盤施設の用地面積を控除した面積の二分の一以上であること。 四 当該事業に係る公共基盤施設について、県からこの要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けていないこと。 | 市町村が負担する工事費等の二分の一 | 五億円 |
| 産業用地可能性調査事業 | 次の各号に掲げる要件に該当すること。 一 市町村マスタープラン等と適合していること又は今後適合することが見込まれること。 二 当該事業に係る産業用地について、県からこれまでに当該補助金の | 当該事業費の二分の一 | 三百万円 |

| | | | |
|------------|---|------------|-------|
| | 交付を受けていないこと。 | | |
| 空き公共施設整備事業 | 次の各号に掲げる要件に該当すること。 一 当該事業の対象となる空き公共施設(以下「改修対象施設」という。)が特定振興地域の区域内にあること。 二 改修対象施設に立地する企業が決定していること。 三 市町村と立地企業との間で、改修対象施設の賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されていること。 四 改修対象施設について、県からこれまでに当該補助金の交付を受けていないこと。 | 当該事業費の二分の一 | 千五百万円 |

備考

- 一 「産業導入地区」とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項の実施計画において定められた地区をいう。
- 二 「公共基盤施設」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十四項に規定する公共施設、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項に規定する工業用水道その他これらに類する施設であって公共の用に供するものをいう。
- 三 「工事費等」とは、公共基盤施設の建設に係る工事費及び測量設計費をいう。
- 四 「市町村マスタープラン等」とは、都市計画法第十八条の二第一項に規定する基本方針その他これに類する計画等で市町村が定めるものをいう。
- 五 算出された補助額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別記

第一号様式

（第三条第一項）

第二号様式

（第三条第四項）

第三号様式

（第三条第五項）

第四号様式

（第三条第六項）

第四号様式の二

（第三条の二第一項）

第五号様式

（第五条）

第六号様式

（第七条第五号）

第七号様式

（第八条）

第八号様式

（第九条）

第九号様式

（第十条）

第十号様式

（第十一条）